



取り組み目標① 町民参画・協働のまちづくり

(協働・コミュニティ・男女共同参画)



施策1 町民参画の促進

現状と課題

多様化、高度化する行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、協働のまちづくりに取り組むことが求められています。

平成17年度（2005年度）に協働のまちづくりの推進を目的として、まちづくり委員会を設置し、住民主体による協働のまちづくり指針・協働のまちづくり手引書の作成、シンポジウムや事例発表会の開催、協働のまちづくりについての提言等が行われました。

今後も、町の方針を決める審議会やまちづくり委員会等へ、多くの町民の参画を促し、町民の意見をまちづくりに反映させる必要があります。

町民の意見・要望収集のため、町ホームページにお問い合わせコーナーを設けたり、町民の声等による提言を募っています。

また、地域や各種団体等が協働のまちづくり指針に基づいた活動を行っており、行政からの支援によりさらに活動を活発化させることが望まれています。

地域の活性化と主体的なまちづくりを支援するため、平成16年度（2004年度）には地域の元気支援事業を創設しました。その後、協働のまちづくり支援金事業へ発展、支援金の拡充等も図り、地域の活動に有効活用されています。

また、地域の要望、意見を把握するために行政事務連絡長会を開催するとともに、職員の地区担当者制を実施しています。今後は、行政事務連絡長会により要望等を把握し、協働のまちづくり指針に基づく連携を図ったまちづくりを推進する必要があります。

平成26年（2014年）には、地域ごとに「よりあい会議」を開催し、17区それぞれのキャッチフレーズや取り組みを「地域計画」として取りまとめました。この地域計画に基づく各地域の取り組みを、町が支援することが求められます。

さらに、協働のまちづくりを実施する際には、継続的な実施となるように地区の負担を軽減する必要があります。人的支援や物的支援を行うことが求められています。

地域活動の基本は行政区ですが、近年、未加入世帯が増加しつつあります。地域コミュニティ再生のためにも、未加入世帯の解消を図る必要があります。また、より良いまちは、町民自らが協働して創るといった機運が高まりつつあります。まちづくりの基本的な考え方やルールについて、町民が共通の認識を持つとともに行政と共有し、それぞれが連携・協力して取り組むための指針となるまちづくり基本条例（仮称）の制定が求められています。

町内にある長野県辰野高等学校の生徒や信州豊南短期大学の学生は、通学路のごみ拾いや商店街のイベントへの出店参加、地域との交流、保育園や小学校の体験学習の手伝い等地域の中で様々な活動を行っています。

一方、価値観の多様化等から、近年、まちづくりへの若者参加が減少傾向にあります。しかし、少子高齢化が進むなか、特に地域のコミュニティではお祭り等の行事、河川や道路の除草等協働活動、地域防災活動、町が開催する各種委員会や審議会等において、若者が重要な役割を担うことが求められています。

若者のまちづくりへの参加を促すために、現在、積極的に参加している若者や若者を中心としたまちづくり団体への活動を支援することが必要です。

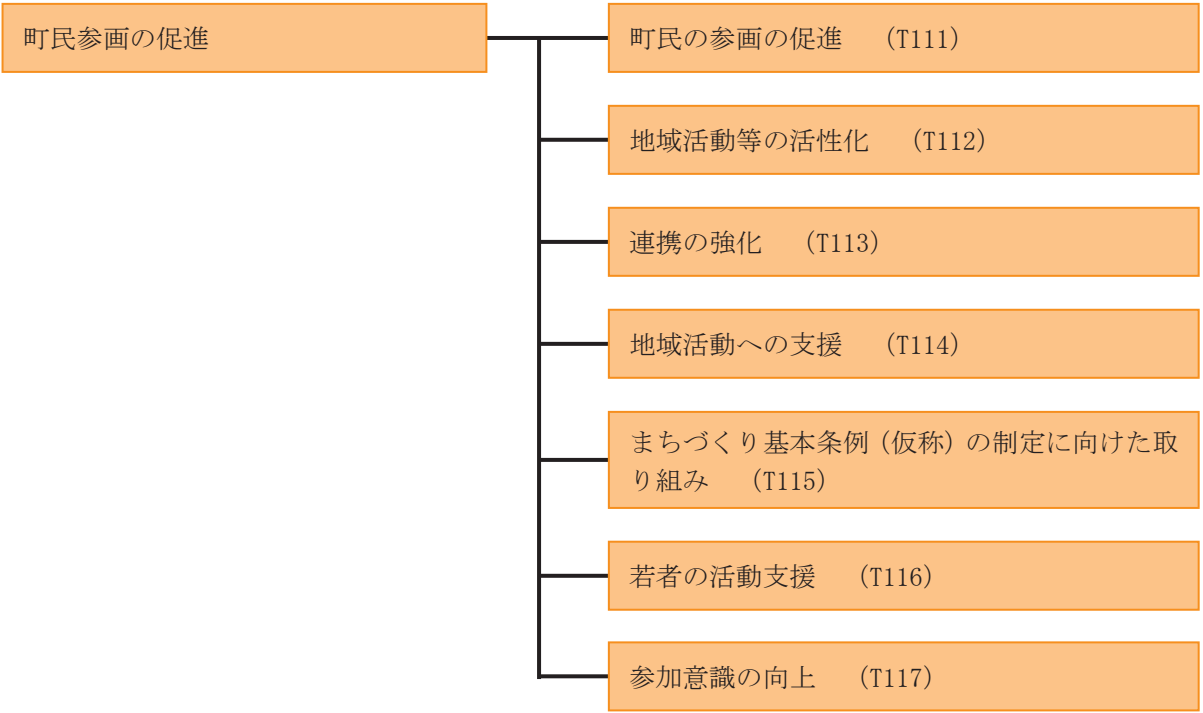


また、幼少期から社会参加に関心を持つことができる体験は、青年期の社会参加に大きな影響を与えます。さらに、地域社会において若者が力を発揮できる場をつくることは、参加意識の向上につながるものと期待されます。

基本方針

住民相互の理解と町の支援により地域住民や若者の参画を促すとともに、地域コミュニティ活動を活性化します。

主要施策の体系





主要施策

- ◆町民の参画の促進◆ (T111) **協働・住民力・地域力**
 - ・審議会や委員会への町民参画の拡大を図り、計画等の策定過程の透明性向上と町民意見の反映を推進します。
 - ・町民が参加しやすい、パブリックコメント、ワークショップ等を実施し、町民の意見をまちづくりに活かします。
- ◆地域活動等の活性化◆ (T112) **人口** **協働・住民力・地域力**
 - ・地域やボランティア、NPO法人等が実施する活動について、協働のまちづくり指針に基づき支援を行い、活動を活性化します。
 - ・ふるさと大使の人数や具体的依頼事項等を研究し、制度を町の活性化に結びつけます。
 - ・ふるさとパートナーを応援し、町の話題や情報の発信のために相互の情報提供に努めます。
 - ・各種イベント及び町の特産品等へぴっかりちゃんの活用を促し、町のPRや活性化を図ります。また、ぴっかりちゃんPRグッズの販売によりふるさと意識の醸成を図ります。
- ◆連携の強化◆ (T113) **協働・住民力・地域力**
 - ・行政事務連絡長会からの要望・意見を把握し、各区と町の連携を図ります。
- ◆地域活動への支援◆ (T114) **人口** **協働・住民力・地域力**
 - ・地域計画や協働のまちづくり指針に基づき、地域が主体となって実施する活動を支援します。
- ◆まちづくり基本条例（仮称）の制定に向けた取り組み◆ (T115)
 - ・より良いまちづくりを実現するための基本的な考え方やルールについて、町民が共通の認識を持つとともに行政と共有し、行政区への加入促進等を含めた、それぞれが連携・協力して取り組むための指針となるまちづくり基本条例（仮称）の制定について検討します。
- ◆若者の活動支援◆ (T116) **人口**
 - ・様々な活動や交流、情報発信等チャレンジしようとする若者やまちづくり団体の取り組みを支援し、若者の参加を促します。
 - ・まちづくりや地域活動、町が開催する委員会等について、多くの若者が参加しやすい日程を設定します。
- ◆参加意識の向上◆ (T117) **人口** **協働・住民力・地域力**
 - ・子どもが小さいうちから社会に関心を持つことができるような体験の機会や、地域社会で若者が力を発揮できる仕組みづくりを進め、若者の参加意識の向上を図ります。



まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
審議会、委員会等における公募委員の割合が20%以上の組織数	組織	3	10
若者主催の催し物への支援回数	回/年	2	5
地域計画推進のための説明会、協議の場等の活動	回	8	17
町政懇談会の開催数	区	7	17

重点的な取り組み

- ・よりあい事業補助金による地域活動への支援 協働・住民力・地域力
- ・まちづくり基本条例（仮称）制定に向けた検討 人口 協働・住民力・地域力
- ・ふるさとパートナー制度の活用 人口
- ・審議会、委員会への公募枠の拡大 協働・住民力・地域力
- ・地域計画の実践に対する協力、支援 人口 協働・住民力・地域力

【担当課：総務課・まちづくり政策課】



こども広報の取材



施策2 町民と行政の協働のための役割分担と情報提供・公開

現状と課題

協働のまちづくりを自主的かつ円滑に推進するには、町民、地域、事業者（企業）、団体等、行政それぞれが、自助、互助、公助の考えに基づいて役割分担を明確にし、取り組む必要があります。

さらに、事業主体のみが人的・経済的な負担を受け持つは、協働のまちづくりを継続的に実施していくことができません。そこで、人的支援や資材の供給等を行い、それぞれの負担の軽減を図る必要があります。そのためにも、アダプトプログラムの協定締結により、双方の責任と義務を明確にすることが重要です。

また、協働のまちづくりを円滑に進めるには、町民、地域、事業者（企業）、団体等、行政がそれぞれ情報を共有化することも必要です。

町では、広報たつのを月1回発行しています。また、ほたるチャンネル、ホームページ、告知システム（ほたるねっと）等で、様々な情報を提供しています。

町民等が自ら考え行動するために必要な情報を、定期的にかつ容易に得られる環境づくりが求められています。さらに、近年の情報化の進展に伴い、様々なメディアがあることから、町民等が多様な手法で情報を入手できる環境の整備も必要です。

基本方針

町民、地域、事業者（企業）、団体等、行政がそれぞれの強みを活かし合える協働活動を推進します。また、協働に関する情報を多様な広報活動により積極的に提供します。

主要施策の体系

町民と行政の協働のための役割分担と情報提供・公開

役割分担の明確化 (T121)

負担の軽減 (T122)

多様な広報による協働のまちづくりの推進 (T123)



主要施策

◆役割分担の明確化◆ (T121) **協働・住民力・地域力**

- ・協働のまちづくり指針を活用して、町民の参加メニューの明確化や参加意欲の向上を図ります。

◆負担の軽減◆ (T122)

- ・地域が自主的に取り組む維持修繕工事に対し資材支給を行い、協働のまちづくりを推進します。
- ・地域が自主的に取り組む県管理河川や道路の維持管理作業について、アダプトプログラムの協定締結を促し、作業者の費用負担の軽減を図ります。

◆多様な広報による協働のまちづくりの推進◆ (T123)

- ・広報たつのを定期発行し、町民の生活やまちづくりに必要な情報を提供します。
- ・ほたるチャンネル、ホームページ、告知システム（ほたるねっと）等複数の手段で生活やまちづくりに必要な情報を発信し、町民の情報入手手段の拡充を図ります。
- ・様々なメディアに対応できる情報発信について検討し、利用者の利便向上を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
修繕工事に対し資材支給した回数	回/年	21	25
アダプトプログラム協定締結数	件	5	8
町からの情報提供が十分であると感じている町民の割合	%	40.8 (H22)	60

重点的な取り組み

- ・資材支援事業の推進
- ・町ホームページの充実
- ・インターネットを活用した情報提供の強化

【担当課：総務課・まちづくり政策課・産業振興課・建設水道課】



政策2 一人ひとりの人権の尊重

施策1 差別のない明るい社会の実現

現状と課題

生き生きとした地域社会を形成するには、一人ひとりの人権が尊重されていることが基本です。差別のない社会の実現に向けて、町や学校、公民館、企業等が研修会や講座を開催し、町民の人権感覚の育成と意識の高揚に取り組んでいます。人権同和教育が円滑に推進できるよう組織の一体化と機能強化を図る必要があります。

基本方針

基本的人権を尊重し、あらゆる差別のない社会を目指します。

主要施策の体系

差別のない明るい社会の実現

差別のない明るい社会の実現 (T211)

主要施策

◆差別のない明るい社会の実現◆ (T211)

- ・町職員、学校職員への教育、公民館分館長・主事への啓発に加えて各地区で人権講座を開くことで、地域住民の人権同和教育に対する意識の高揚を促します。
- ・人権推進組織の連携を強化し、全ての町民が平等に暮らせる社会を実現します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
人権に関する啓発活動の実施回数	回/年	17	18

【担当課：教育委員会生涯学習課】



施策2 男女共同参画社会の推進

現状と課題

男女共同参画についての各種施策の展開や価値観の多様化から、若年層を中心に男女共同参画が浸透しつつあります。

さらに、男女共同参画を進めるために、ほたるの里男女共同参画プランについて、必要に応じた改訂を行うことが必要です。

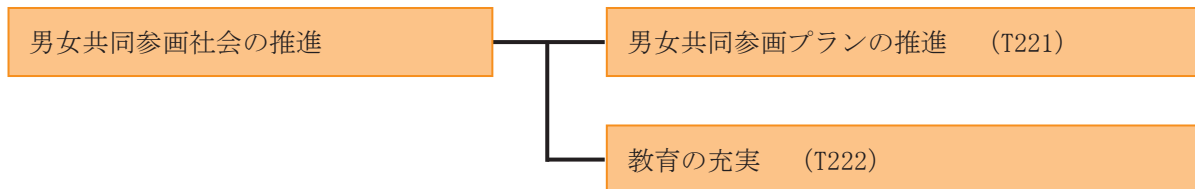
今後は、各種審議会への積極的な女性の登用等、ほたるの里男女共同参画プランの積極的な推進が望まれます。

また、県の社会教育指導主事と連携を図りつつ、男女平等に関する教育や学習会を開催し、男女共同参画の実現を推進する必要があります。

基本方針

性別に関わりなく、その個性や能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

主要施策の体系



主要施策

◆男女共同参画プランの推進◆ (T221) 人口

- ・ほたるの里男女共同参画プランを実行し、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進します。

◆教育の充実◆ (T222)

- ・県の社会教育指導主事との連携を強化し、町民の要望に沿った男女共同参画に関する教育や学習会の充実を図ります。



まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
審議会、委員会等における女性委員の割合が50%以上の組織数	組織	10	24
男女共同参画に関する学習会の開催数	回	2	6

重点的な取り組み

- ・ほたるの里男女共同参画プラン第4次計画の推進

人口

【担当課：教育委員会生涯学習課】



男女共同参画委員会



施策1 地域間交流の促進

現状と課題

平成元年（1989年）に友好都市を提携した千葉県鋸南町と、物産展や体育イベント、りんごオーナー制度等様々な分野での交流活動を展開しており、また、平成10年（1998年）には災害時応援協定を締結しました。

さらに、地域の魅力を発信し、都市住民等との交流を活性化するため、国や県等と連携して、交流の拡大を図ってきました。

地域住民にとっては普段から何気なく目にしている景色や郷土食、伝統行事、農産物等が、他の地域の住民にとっては、とても魅力的なものであることがあります。

こうしたものを地域資源と捉え、掘り起こしを図り、情報発信と交流活動の拡大化・活発化を推進する必要があります。

基本方針

友好都市等と幅広い分野での交流と魅力ある地域情報の発信により、交流人口の増加を図ります。

主要施策の体系

地域間交流の促進

友好都市等との交流推進 (T311)

交流拡大に向けた魅力の発信 (T312)

主要施策

◆友好都市等との交流推進◆ (T311)

- ・友好都市千葉県鋸南町等との地域資源を活用した交流事業の実施と、民間による交流事業の支援により地域間交流を推進します。

◆交流拡大に向けた魅力の発信◆ (T312)

- ・周辺市町村と連携して全国で開催される各種イベントへ参加し、町の自然、食、文化等の魅力を積極的に発信します。



まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
友好都市との交流回数	回/年	7	10

重点的な取り組み

- ・ 友好都市等との物産交流事業の拡大

【担当課：まちづくり政策課・産業振興課】



鋸南町農業祭



施策2 国際交流の推進

現状と課題

平成7年（1995年）に国際姉妹都市を提携したニュージーランド・ワイトモ・ディストリクトと中学生ワイトモホームステイプログラムをはじめとする様々な交流が継続的に行われ、平成25年（2013年）3月には公式訪問を行いました。平成27年（2015年）6月には姉妹都市提携20周年記念事業を開催し、公式訪問団が町内を訪れました。今後も国際感覚豊かな人材育成を行うため、継続的に交流を行う必要があります。

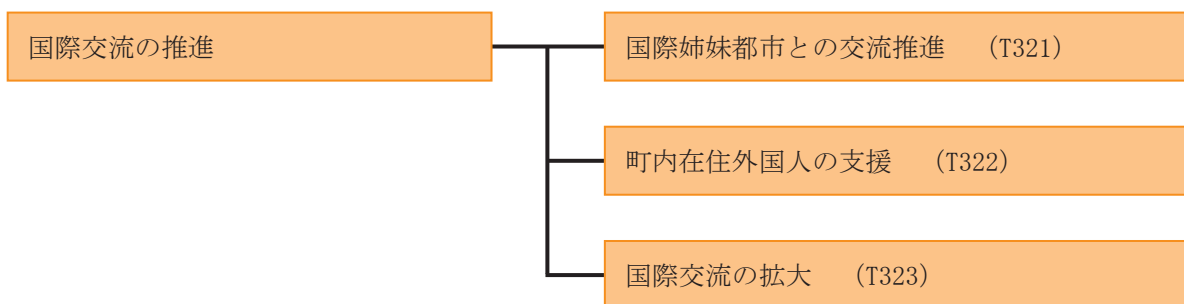
また、町内在住外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを進めるため、ごみの分別表や各種申請書、行政資料の外国語版整備を順次進めてきましたが、今後もさらなる国際化への対応が必要です。

町民主体による町内在住外国人と町民のイベント交流等の取り組みも行われており、国際交流の拡大のための支援が必要です。

基本方針

国際感覚豊かな人材育成を行い、国際交流を推進するとともに、町内在住外国人との相互理解を図ります。

主要施策の体系





主要施策

◆国際姉妹都市との交流推進◆ (T321)

- ・ニュージーランド・ワイトモ・ディストリクトとの交流を推進し、異なる文化の理解と認識を深めます。

◆町内在住外国人の支援◆ (T322)

- ・多言語によるパンフレットの作成等により、町内に在住する外国人が日常生活に必要な情報を得られるように配慮します。

◆国際交流の拡大◆ (T323)

- ・各種団体によるイベント交流を支援し、幅広い分野において町民の国際交流の拡大を促します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
国際姉妹都市ニュージーランド・ワイトモ・ディストリクトの知名度	%	61.0	85.0

重点的な取り組み

- ・中学生ホームステイプログラムへの支援

【担当課：まちづくり政策課・住民税務課】



ワイトモ国際姉妹都市提携 20 周年記念式典



施策3 世代間交流の促進

現状と課題

近年、ライフスタイルの多様化と核家族化が進行しています。核家族化が進行することによって、高齢者と子どもの接する機会が減少しており、高齢者の長年にわたって培われた生活文化や知識、子どもの遊び等の伝承が途絶えつつあります。

子どもたちが高齢者と触れ合うことは、子どもの情緒の発達に大きな影響を与えます。一方、高齢者にとっても子どもたちと触れ合ったり、経験・知識を伝承したりすることが、喜びや生きがいになります。

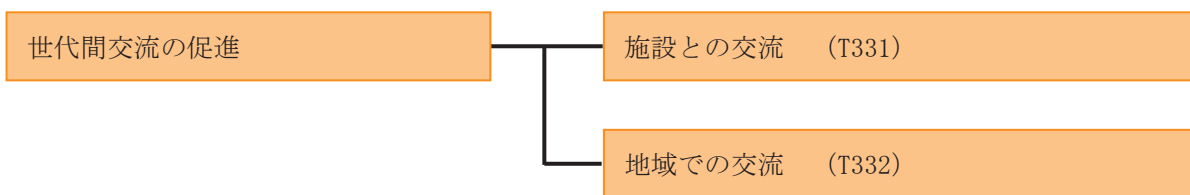
また、福祉施設等では、限られた年代での日常生活が繰り返され、異年齢、特に保育園や小学校、中学校の児童・生徒との交流が必要です。

さらに、地域コミュニティにおける思いやりの心を醸成するために、地区行事等に子どもと高齢者が積極的に参加することや高齢者と交流する催しを企画する等、地域における世代間交流も必要です。

基本方針

多様な世代間交流を推進し、思いやりの心を醸成します。

主要施策の体系



主要施策

◆施設との交流◆ (T331)

- ・保育園や小学校、中学校と福祉施設の交流等、世代間の交流を図り、思いやりの心を醸成します。
- ・高齢者と保育園や小学校の児童との交流を図り、お互いに影響し合いながら、豊かな生き方や暮らしの創出を促します。 **人口**

◆地域での交流◆ (T332) **人口**

- ・地区行事等への子どもと高齢者の積極的な参加を促します。



重点的な取り組み

- ・地域に伝わる風習や伝統行事のマップ活用

【担当課：保健福祉課・教育委員会こども課・教育委員会生涯学習課】

基本計画

取り組み目標①

(町民参画・協働のまちづくり)
(協働・コミュニティ・男女共同参画)

政策3 交流の促進



世代間交流センター「茶の間」



施策4 新たな交流機会の創出

現状と課題

町の人口の増加や産業の振興を図るためには、今まで行われてきた様々な交流を拡大し、町の魅力に触れてもらうため、より多くの交流を推進する必要があります。

町内には、長野県辰野高等学校、信州豊南短期大学があり、さらに、日本福祉大学との交流も行われています。今後も、これら学校との連携を図り、新たな交流機会を創出することが必要です。

今後、魅力あるまちづくりを推進し、周辺市町村や都市部との新たな交流機会の創出や、農山村留学で町を訪れる来訪者との交流を発展する必要があります。

また、近年、晩婚化の進行や未婚率が増加するなか、結婚願望はあるものの将来への不安の高まりにより結婚に踏み切れない若者も少なくありません。若者が結婚を前向きに捉えられるよう機運を高め、出会いの場や交流の機会を創出することが必要です。

基本方針

多様な分野、部門での新たな交流機会を創出し、魅力ある町の振興を図ります。

主要施策の体系

新たな交流機会の創出

新たな交流機会の創出 (T341)

主要施策

◆新たな交流機会の創出◆ (T341) 人口

- ・長野県辰野高等学校、信州豊南短期大学、日本福祉大学等との連携により、新たな交流機会を創出します。
- ・魅力あるまちづくりを推進し、周辺市町村や都市部との新たな交流を図ります。
- ・若い男女の出会いの場、交流の機会を広げ、結婚に対し前向きな機運を作ります。

【担当課：まちづくり政策課・住民税務課・保健福祉課・産業振興課】



基本計画

取り組み目標①

町民参画・協働のまちづくり
(協働・コミュニティ・男女共同参画)

政策3 交流の促進



新町発足 60 周年懸垂幕掲揚式